

○塩谷町介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等の支給方法の特例に関する要綱

(一年一月一日なし第一号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)の経済的な負担を一時的に軽減を図るため、塩谷町介護保険条例施行規則(平成12年塩谷町規則第9号。以下「規則」という。)第21条に規定する居宅介護福祉用具購入費等(以下「福祉用具購入費等」という。)又は規則第22条に規定する居宅介護住宅改修費等(以下「住宅改修費等」という。)の支給方法の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等には、支給方法の特例は適用しないものとする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止記載を受けている者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- (4) 受領委任払について、事業者の同意を得ていない者
- (5) 介護保険料を滞納している者
- (6) 医療機関等又は介護保険施設に入院又は入所し、おおむね1月以内に退院又は退所の見込みのない者

(事業者の登録)

第3条 町長は、福祉用具購入費等又は住宅改修費等の受領委任払の取扱いができる事業所の登録を行うものとする。

- 2 福祉用具購入費等又は住宅改修費等の受領委任払の取扱いができる事業所の登録を受けようとする者は、町長に対し次の書類を届け出るものとする。
 - (1) 介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録届出書(様式第1号)
 - (2) 介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払に係る確約書(様式第2号)
- 3 町長は、前項の規定により届出があったときは、内容確認を行い、適切と認められる事業所について登録を行い、介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録通知書(様式第3号)により当該事業者にもその旨を通知するものとする。

(登録内容の変更の届出等)

第4条 事業所の登録を受けた者(以下「事業所登録者」という。)は、登録を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録事項変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

2 事業所登録者は、登録事業所の登録を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録廃止(休止・再開)届出書(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

(登録内容の情報提供)

第5条 町長は要介護被保険者等に対し、登録事業所の名称、所在地等について情報提供を行うものとする。

(登録の取消し)

第6条 町長は、事業所登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の登録を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく受領委任払の利用を拒否した場合

(2) この要綱に定める手続を行わなかった場合

(3) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えた場合

(4) 不正な手段により、事業所の登録を受けようとした場合又は受けた場合

(5) 不正な手段により、福祉用具購入費等及び住宅改修費等を受領しようとした場合又は受領した場合

(6) その他町長が事業所登録者として不相当であると認めた場合

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業所登録取消通知書(様式第6号)により当該事業者に通知するものとする。

(福祉用具購入費等の支給方法の特例)

第7条 町長は、要介護被保険者等が、あらかじめ次条の承認を受けたものが法第8条第13項に規定する特定福祉用具又は法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。)を購入したときは、要介護被保険者等に特定福祉用具等を販売した者(以下「福祉用具販売事業者」という。)が、当該要介護被保険者等に代理して受領する方法(以下「特定福祉用具等購入特例措置」という。)により福祉用具購入費を支給することができる。

(特定福祉用具等購入特例措置の事前承認申請等)

第8条 特定福祉用具等購入特例措置の承認を受けようとする者は、介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給事前承認申請書(受領委任払い用)(様式第7号)に次に掲げる書類等を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 特定福祉用具等の購入に要する費用の見積書
- (2) 購入しようとする特定福祉用具等のカタログその他の当該特定福祉用具等の概要を記載した書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容等を審査し、承認の可否を決定し、介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給承認(不承認)決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(福祉用具購入費等の支給申請等)

第9条 前条第2項の規定により承認を受けた者は、特定福祉用具等を購入したときは、福祉用具販売事業者の代理受領の同意を得て、介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給申請書(受領委任払い用)(様式第9号)に次に掲げる書類等を添付して、町長に福祉用具購入費等の支給を申請しなければならない。

- (1) 福祉用具販売事業者が交付した自己負担分の領収証
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、決定した内容を規則第24条の介護保険給付費支給(不支給)決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、支給を決定したときは、当該申請に係る福祉用具販売事業者に福祉用具購入費等を支払うものとする。

(住宅改修費等の支給方法の特例)

第10条 町長は、要介護被保険者等であって、あらかじめ次条の承認を受けたものが法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修(以下「住宅改修等」という。)を行ったときは、住宅改修等を施工した者(以下「住宅改修施工事業者」という。)が、当該住宅改修をした要介護被保険者等に代理して受領する方法(以下「住宅改修特例措置」という。)により住宅改修費等を支給することができる。

(住宅改修特例措置の事前承認申請等)

第11条 住宅改修特例措置の承認を受けようとする者は、介護保険居宅介護住宅改修費等支給事前承認申請書(受領委任払い用)(様式第10号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。この場合において、申請に係る住宅の所有者が当該申請をする者以外の者であるときは、当該住宅の所有者が当該申請に係る住宅改修することについて承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する住宅改修理由書
- (2) 住宅改修に要する費用の見積書及び工事内訳書

(3) 住宅改修箇所の現況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容等を審査し、承認の可否を決定し、介護保険居宅介護住宅改修費等支給承認(不承認)決定通知書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(住宅改修費等の支給申請等)

第12条 前条第2項の規定により承認を受けた者は、住宅改修を完了したときは、住宅改修施工事業者の代理受領の同意を得て、介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書(受領委任払い用)(様式第12号)に次に掲げる書類等を添付して、町長に住宅改修費等の支給を申請しなければならない。

(1) 住宅改修施工事業者が交付した自己負担分の領収証及び工事費内訳書

(2) 住宅改修の完了後の状態が確認できる現況写真

(3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、決定した内容を規則第24条の介護保険給付費支給(不支給)決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、支給を決定したときは、当該申請に係る住宅改修施工事業者に住宅改修費を支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 塩谷町居宅介護(支援)住宅改修に係る事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い制度取扱要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に塩谷町居宅介護(支援)住宅改修に係る事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い制度取扱要綱第4条第2項の規定に基づき登録されている事業所は、この要綱による改正後の塩谷町介護保険居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等の支給方法の特例に関する要綱(以下「新要綱」という。)第3条第3項の規定により登録されたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

受領委任払取扱事業所登録届出書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

受領委任払確約書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

受領委任払取扱事業所登録通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条関係)

受領委任払取扱事業所登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 4 条関係)

受領委任払取扱事業所登録廃止休止再開届出書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 6 条関係)

受領委任払取扱事業所登録取消通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

福祉用具購入費等事前承認申請書 (受領委任払い用)

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

福祉用具購入費等支給承認 (不承認) 決定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 9 条関係)

福祉用具購入費等支給申請書 (受領委任払い用)

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

住宅改修費等支給事前承認申請書（受領委任払い用）

[別紙参照]

参考様式

住宅改修承諾書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

住宅改修費等支給承認（不承認）決定通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

住宅改修費等支給申請書（受領委任払い用）

[別紙参照]